

# 栃木県シルバー大学校イメージキャラクター使用取扱要領

## (趣旨)

第1条 栃木県シルバー大学校(以下「本校」という。) イメージキャラクター(以下「キャラクター」という。) の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。 基本原型

## (キャラクター)

第2条 キャラクターの基本原型は別図のとおりとする。

2 名称は、「シルベえ」とする。

## (使用者の制限)

第3条 キャラクターを使用できる者は、本校の職員、学生及び卒業生に限るものとする。

## (使用用途の制限)

第4条 次の各号のいずれかに該当する場合は、キャラクターを使用することができない。

- (1) 使用目的が商業利用である場合
- (2) 本校の信用又は品位を傷つけ、又はそのおそれがある場合
- (3) 公序良俗に反し、又は反するおそれのある場合
- (4) 特定の個人、政治、思想若しくは宗教の活動に利用し、又はそのおそれがある場合
- (5) その他事務局長が適当でないと認める場合

## (使用の届出)

第5条 キャラクターを使用する者は、事前に栃木県シルバー大学校キャラクターデザイン使用願(別記様式第1号)(以下「使用願」という。)を教務部長に提出するものとする。

2 前項の規定に関わらず、本校の職員が職務上使用する場合は、使用願の提出は要しないものとする。  
(遵守事項)

第6条 キャラクターの使用に当たっては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 届け出た目的のみに使用すること。
- (2) 使用に関する権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 商標登録出願を行わないこと。
- (4) キャラクターを使用する際には原則として「栃木県シルバー大学校イメージキャラクター シルベえ」の表記を付すること。
- (5) キャラクターを使用した物品等の完成品を提出すること。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真をもって代えることができる。
- (6) キャラクターの形状、比率、色彩、文字、表情その他デザインの改変、加工又は一部の切り取りを行わないこと。
- (7) その他、使用に当たっては、教務部長の指示する条件に従うこと。

## (事務)

第7条 キャラクターに関する事務は、社会福祉法人とちぎ健康福祉協会生きがい健康部生きがいづくり課において行う。

## (雑則)

第8条 キャラクターの取り扱いに関し必要な事項は、別に定める。



## 附則

この要領は、令和8年1月1日から適用する。